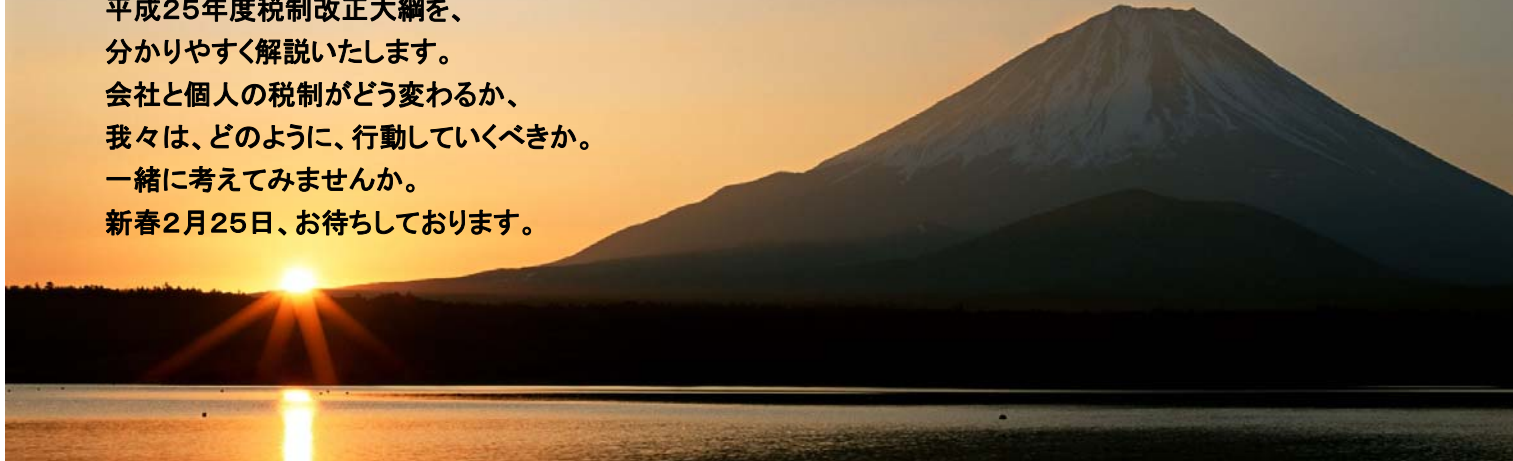


新年の「学び」は、
きっと、その1年を有意義にしてくれる。

平成25年度税制改正大綱を、
分かりやすく解説いたします。
会社と個人の税制がどう変わるか、
我々は、どのように、行動していくべきか。
一緒に考えてみませんか。
新春2月25日、お待ちしております。



税理士法人 絆 新田事務所 新春セミナー2013 開催

▼ 開催概要

2013年2月25日(月)

18:30~20:30(開場 18:10)

会場名 くまもと県民交流会館 パレア 熊本県熊本市中央区手取本町8-9

参加料 1,000円(税込)、定員70名(先着順) ※席に限りがございますので、お早めにお申し込みください。

▼ セミナープログラム

テーマ:『税制改正 でこう変わる!!』 ~平成25年度税制改正大綱より~
平成25年度税制改正大綱を分かりやすく解説します。

税理士法人 絆 新田事務所 税理士 CFP 新田哲也

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| ・ 中小企業者等に係る法人税率の引下げ | ・ 公的年金等からの特別徴収制度の見直し |
| ・ 事業承継税制の要件緩和 | ・ 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業支援 |
| ・ 消費税率引き上げに関する低所得者対策 | ・ 事業用土地の減額特例の創設 |
| ・ 簡易課税制度における控除率の見直し | ・ 国外に居住する相続人等に対する課税の適正化 |
| ・ 資産形成を支援する観点からの金融所得課税の見直し | ・ グリーン投資減税の延長・拡充 などなど(すべて予定) |



主催:税理士法人 絆 新田事務所 熊本市中央区神水1-15-45 TEL 096-285-3301

下記に必要事項をご記入の上、お申し込みください。受講票を送付いたします。

FAX → 096-285-3302(担当 米岡 里美)

会社名			
ご参加者名		ご参加者名	
ご参加者名		ご参加者名	
ご住所・電話			
受講票送付先			